

○三国湊町家館条例

平成18年3月20日

条例第128号

改正 平成19年7月9日条例第31号

平成29年3月23日条例第5号

(設置)

第1条 本市の歴史的、景観的町並みに優れた町家建築物を継承し、地域コミュニティの再生を促進するため、三国湊町家館を設置する。

(位置)

第2条 三国湊町家館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
三国湊町家館	坂井市三国町北本町4丁目6番55号

(業務)

第3条 三国湊町家館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 三国湊町家館の公開及び維持管理に関すること。
- (2) 三国湊町家館を活用した歴史的、景観的町並みに関する資料の展示
- (3) 街なみ環境整備促進区域の住民が主として利用する集会施設としての場所の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、三国湊町家館の使用の目的にふさわしい業務

(開館時間)

第4条 三国湊町家館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、会議等で使用する場合は、午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 三国湊町家館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

- (1) 水曜日（当該水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあたる場合にあつては、その日の直後の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(使用の許可)

第6条 三国湊町家館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第7条 教育委員会は、三国湊町家館を使用しようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該使用の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他の使用している者又は入館者に不安を抱かせ、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらの者の使用を著しく妨げるおそれがあるとき。

(3) 三国湊町家館の施設等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、三国湊町家館の管理及び運営上支障があるとき。
(使用料)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納入しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、別に定める基準により、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に規定する使用料は、使用の許可を受けたときに納入するものとする。
(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき又は施設の管理上特に必要があると認めたときは、その許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

(損害賠償)

第11条 使用者又は入館者は、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 三国湊町家館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により三国湊町家館の管理を指定管理者が行う場合において、第6条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第6条（見出しを含む。）、第7条（見出しを含む。）、第8条第2項、第10条（見出しを含む。）及び別表中「使用」とあるのは「利用」と、第8条（見出しを含む。）、第9条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条及び第10条中「使用者」を「利用者」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 施設等（施設、設備及び器具をいう。以下同じ。）の維持管理に関する業務

(2) 施設の利用その他施設の運営に関する業務

(3) 三国湊町家館の利用の許可等に関する業務

(4) 三国湊町家館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理に関し教育委員会が認める業務
(利用料金)

第14条 教育委員会は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めることができる。

この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について教育委員会の承認を受けなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三国湊町家館の管理運営に関する条例(平成18年三国町条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年7月9日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第12条第1項の規定により指定管理者が三国湊町家館の管理を行う場合において、この条例による改正前の三国湊町家館条例(平成18年坂井市条例第128号)の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この条例の規定により指定管理者が行ったものとみなす。

附 則(平成29年3月23日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の前においても、同日以後の施設の使用又は利用について、この条例による改正後の坂井市坂井地域交流センター条例、坂井市丸岡観光情報センター条例及び坂井市三国湊町家館条例の規定の例により使用料又は利用料を徴収することができる。

別表(第8条、第14関係)

区分	単位	使用料
和室	1時間	100円

備考

- 1 使用者の過半数が、市内に居住、勤務又は在学していない者(以下「市外者」という。)の場合の使用料は、表中の使用料に2を乗じて得た額とする。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合、又は営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料は、表中の使用料に2(市外者の場合は4)を乗じて得た額とする。